

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第14項の規定により公表する。

令和6年4月1日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 山田忠晴

記

第1 定期監査結果に基づく措置

別紙のとおり

○定期監査

【令和6年2月7日付け上監委第33号】分

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
<p>○南葉高原キャンプ場管理運営費 南葉高原キャンプ場管理運営業務委託の実績報告と月例報告の収入額の不一致は、前回監査において注意をしていたところであり、担当課から提出された措置状況報告においては改善されている旨の記載があったものの、今回の監査においても一致しておらず、改善が見られなかった。これは、指定管理者からの報告内容を十分確認しなかったことによるものであるが、月例報告や実績報告の内容を厳正に確認し、疑義がある場合は精査した上で、決算額を把握するとともに正確に報告するよう指定管理者を指導されたい。あわせて、監査委員からの指摘事項については確実に事務引継を行い、決裁過程においてもチェック機能が十分果たせるように改められたい。</p>	<p>○監査を受けての基本的対応方針 前回、監査委員から指摘を受けていたにも関わらず、改善が図られていなかったことを重く受け止め、改めて課全体で「チェックリスト」を作成し、「チェック体制」の在り方を見直すこととした。</p> <p>○改善・対応措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課内の職員に対し、監査結果を周知した。 ・監査対象とはなっていない他の事業についても改めて各事業の状況を確認するよう指示し、同様の不適切事例がないことを確認した。 【実施日：令和6年2月6日】 ・係長以上の職員を対象に、改めて指摘内容を確認し、「チェックリスト」、「チェック体制」等、改善方法を協議し、「新たなチェック体制」の方針を固めた。 【実施日：令和6年2月19日】 ・令和5年4月から令和5年11月分までの月例報告（収入額）を業務担当者及び担当係長が再度点検し、不適切事案がないこと、新たなチェック体制により流れを確認した。 ※11月9日以降、当該施設は休館となっているため、11月分までの再点検とした。 【実施日：令和6年2月22日】 <p>○再発防止措置</p> <p>■再発防止対策として</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「チェックリスト」の作成、活用 ② 職員の意識改善 ③ 確実な事務引継ぎ <ul style="list-style-type: none"> ・担当者が代わっても同様のチェックが実施できるよう、新たなチェックリストを作成し、2月の月例報告（収入額）の点検時からチェックリストを使用する。 ・決裁過程でも実効性のある点検ができるよう、今後も適宜、内容を見直す。 【実施日：令和6年3月1日から】 ・指定管理者には、実績報告と月例報告の収入額を複数人で確認した上で、正確に報告するよう、新年度の協定締結時に、指導を徹底する。 【実施日：令和6年3月末予定】

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
	<ul style="list-style-type: none">・人事異動や業務分担の見直しの際には、指摘事項とチェック方法を、確実に事務引継書に記載して引き継ぐ等、課内で意識を共有し、確認しあえる体制を維持していく。 <p style="text-align: right;">【実施日：令和6年3月から】</p>